

マイナンバー 提示のお願い

2016年1月から
マイナンバー制度がスタート!



ろうきんにおいても、お取引により
マイナンバーの提示をお願いしています。
ご協力をお願いします。



ろうきんからのお願い

マイナンバー制度では、ろうきんとのお取引に
あたり、投資信託・公共債や非課税貯蓄
制度ご利用に関する法定書類に、マイナ
バー(個人番号)・法人番号を記載して税務署
へ提出する必要があります。

そのため、ろうきんでは、お取引される
個人、法人・団体のお客さまに個人番号・法人
番号のご提示をお願いさせていただく場合
がありますので、ご理解のほどよろしくお願
いします。

※法令で定められた手続き以外にマイナンバー
(個人番号)を利用することはありません。

マイナンバーの利用目的

ろうきんでは、お客さまの個人番号および特定
個人情報について、個人情報保護法および番
号法にもとづき、次の利用目的のために必要
な範囲で利用します。

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- 出資配当金の支払に伴う支払調書作成事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- その他の上記に関連する事務

個人のお客さまへ

マイナンバーのご提示が必要となる 主なお取引

- 投資信託・公共債などの金融商品取引
- マル優・マル特
※既存のマル優・マル特の定期預金などを書替継続
する場合にも、マイナンバー(個人番号)のご提示
が必要です。
- 非課税財形貯蓄(年金・住宅)

マイナンバー制度の ご本人さま確認手続き

下記のお取引を行う際はマイナンバー(個人
番号)の提示によるご本人さま確認の手続き
をさせていただきます。

- 投資信託・公共債、マル優・マル特
ろうきん窓口等で、ご本人さま確認の
手続きをさせていただきます。
「個人番号カード」または「通知カード
および運転免許証などのご本人さま
確認書類」をご持参ください。
- 非課税財形貯蓄(年金・住宅)
原則として、事業主さまによるご本人
さま確認の手続きとなります。



法人・団体のお客さまへ

法人番号のご提示が必要となる 主なお取引

- 投資信託・公共債などの金融商品取引
- 定期預金・通知預金
- 出資金

法人番号ご提示のお願い

上記のお取引に関わ
らず、法人・団体のお客
さまには法人番号のご
提示をお願いしています。



ご注意

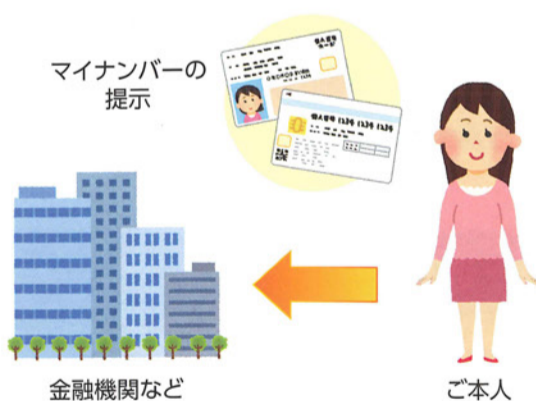
マイナンバーを
悪用した詐欺行為に
ご注意ください!!

不審な電話などがありましたら、
最寄りの警察署等に
ご連絡ください。



マイナンバーの 利用・提供・収集の制限

マイナンバーには利用・
提供・収集の制限があります。



- **マイナンバーの利用範囲の制限**
法令に規定された社会保障、税および災害対
策に関する行政手続に限定されています。
- **マイナンバーの提供の求めの制限**
社会保障および税に関する手続書類の作成が
必要な場合など、法令で定められた場合に限り、
ご本人に対してマイナンバー(個人番号)の提供
を求めることができます。
- **特定個人情報の提供や収集の制限**
法令で限定的に明記された場合を除き、マイナ
バー(個人番号)を含む個人情報を提供、収集
してはなりません。

マイナンバーQ&A



Q マイナンバー制度の本人確認の
目的は?

A マイナンバー(個人番号)をご提示
いただく際は、他人の成りすまし
などを防止するため、厳格にご本人
さま確認をさせていただきます。

Q すでに取引しているけど、
マイナンバーの提示は必要なの?

A 2015年12月以前から投資信託・
公共債などのお取引をされて
いるお客さまも、マイナンバーの
ご提示が必要となります。

Q 法人番号の利用範囲は個人番号
と同じなの?

A 法人番号には、個人番号と異なり
利用範囲の制約がありませんの
で、どなたでも自由に利用する
ことができます。

